

議案第55号 かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

賠償責任額の限定に伴う損害賠償責任の一部免責額の算定例

条例による市長等の免責額は下記の式により算定する。

免責額 = 賠償の責任を負う額 - 賠償責任限度額 (市長等の基準給与年額 × 乗数)

【例 1】 市長の場合

賠償の責任を負う額を2億円とした場合、市長の免責額は下記のとおりとなります。

免責額 賠償の責任を負う額 賠償責任限度額 市長等の基準給与年額 乗数
125,905,412 = 200,000,000 - 74,094,588 (12,349,098 × 6)

【例 2】 市職員（課長級）の場合

賠償の責任を負う額を2億円とした場合、市職員（課長級）の免責額は下記のとおりとなります。

免責額 賠償の責任を負う額 賠償責任限度額 市長等の基準給与年額 乗数
192,570,365 = 200,000,000 - 7,429,635 (7,429,635 × 1)

【算定内訳】

単位：円

役職	給料月額	給料年額	管理職手当年額	期末手当	勤勉手当	基準給与年額	賠償責任限度額
市長	779,000	9,348,000		3,001,098		12,349,098	74,094,588
市職員 (課長級)	402,000	4,824,000	548,400	1,178,865	878,370	7,429,635	7,429,635

その他算定に係る条件等は以下のとおりです。

※課長級は6級-55号給

※給与基準年額には、扶養手当、住居手当、通勤手当は含まない